

国勢調査

2020

国勢調査の「いろいろ」

第2回目

国勢調査は新しい時代の始まりだった!?
戸籍人口と国勢調査人口の差は…

第

一回目の国勢調査があったのは大正9年10月1日。全

国民である5596万人の、数と属性を国を挙げて調べ上げました。製表要員は141万人、報告書刊行まで9年1カ月かかったという大調査でした。

明

治5年以來、日本では戸籍を使って人口の統計が作成

されていましたが、届出の間違いや、正確な人口を捉えるという点では大きな問題があったそうです。

ま

た、戸籍を基に推計した人口には年齢、続柄や職業別

などの統計がなく、人口構造や世帯の実態を明らかにするという点では不十分だったといえます。

そ

の点、国勢調査は対象を直接調査し、対象の属性を組

み合わせて集計するという近代統計調査として新しい時代を切り拓くことができました。それ以来、国勢調査は国の重要な統計調査として5年ごとに行われています。

大正9年（1920年）	
戸籍人口（年末）	国勢調査人口（10/1 現在）
5,792 万人	5,596 万人

戸籍ではなんと**196万人**も多く届けられていた!

国勢調査のいろいろは

なぜ全数調査で行う必要があるの？

一部の人だけを選んで調べる「標本調査」では、細分化すると誤差が多くなってしまい、法令や行政の施策の基準が図れなくなってしまうからです。

マイナンバーで調査はできないの？

マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用・転用が禁止されているため国勢調査で利用することができません。

回答したくない項目があったら？

国勢調査の調査項目は、人口・世帯の実態等を把握するために必要不可欠なものです。そのため、回答していただく義務（報告義務）を課しているものです。また、報告を拒んだり虚偽の報告をしたりした場合の罰則も規定されています。

周りに話されるのではと心配…

統計調査の項目には他人に知られたくない事項も含まれていますので、統計調査員は調査で知り得た秘密を保護する義務や調査票の取扱いについて厳格な規定が設けられています。秘密を漏れいした場合などには罰則が適用されることとなっています。